

寒川町災害見舞金支給条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(<u>入院の意義</u>)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(<u>定義</u>)</p>
<p>第2条 <u>条例第3条第1項第2号で規定する入院とは、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2に規定する病院又は診療所へ災害の治療のため収容することをいう。</u></p>	<p>第2条 <u>この規則における用語の意義は、条例の例による。</u></p>
<p>(支給申請等)</p> <p>第3条 見舞金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる見舞金の種類に応じ当該各号に定める書類を添えて、寒川町災害見舞金支給申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。</p>	<p>(支給申請等)</p> <p>第3条 見舞金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる見舞金の種類に応じ当該各号に定める書類を添えて、寒川町災害見舞金支給申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) <u>弔慰見舞金</u></p> <p>ア <u>自動車安全運転センター又は消防署の事故(り災)証明書(第2号様式、第3号様式)</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>被害者</u>についての住民票</p> <p>エ 申請者と<u>被害者</u>との関係を証するもの</p> <p>オ (略)</p>	<p>(1) <u>弔慰見舞金</u> <u>次に掲げる書類</u></p> <p>ア <u>町長又は消防署長が災害による被害の程度を証明したもの</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>被災者</u>についての住民票</p> <p>エ 申請者と<u>被災者</u>との関係を証するもの</p> <p>オ (略)</p>
<p>(2) <u>傷害見舞金</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 入院証明書(<u>第4号様式</u>)</p> <p>(<u>加える</u>)</p>	<p>(2) <u>傷害見舞金</u> <u>次に掲げる書類(ウにあつては、条例別表傷害見舞金の項第2号に該当する者に限る。)</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 入院証明書(<u>第2号様式</u>)又は病院若しくは診療所が入院の期間を証明したもの</p> <p>ウ <u>被災者の障害が災害による傷害によるものであって、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5の1級又は2級に該当するものであることを証明する医師(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定に基づく指定を受けた医師に限る。)</u>の</p>

(申請の代理)

第4条 前条の規定による申請をする場合において被害者又は遺族が、当該被害者又はその遺族の保護者(親権を行う者、後見人その他の者で、現に被害者又はその遺族を監護する者をいう。)がそれらにかわつて申請をすることができる。

(支給決定通知)

第5条 町長は、第3条の申請書を受理したときは、これを審査して、見舞金の支給の可否及びその額を決定し、寒川町災害見舞金支給決定通知書(第5号様式)により速やかに申請者に通知するものとする。

(支給方法等)

第6条 (略)

2 傷害見舞金の支払を受けた者が、当該傷害見舞金を受けた傷害が原因で死亡し、弔慰見舞金を受けることとなつた場合においては、既に受けた傷害見舞金は当該見舞金の内払とみなす。

(加える)

3 (略)

第7条・第8条 (略)

～略～

第1号様式(第3条関係)

[別添のとおり]

第2号様式(第3条関係)

第3号様式(第3条関係)

第4号様式(第3条関係)

(略)

診断書

(申請の代理)

第4条 被災者又は遺族の法定代理人は、当該被災者又は遺族に代わつて前条の規定による申請をすることができる。

(支給決定通知)

第5条 町長は、第3条の申請書を受理したときは、これを審査して、見舞金の支給の可否及びその額を決定し、寒川町災害見舞金支給決定通知書(第3号様式)により速やかに申請者に通知するものとする。

(支給方法等)

第6条 (略)

2 傷害見舞金の支払を受けた者が、当該傷害見舞金を受けた傷害が原因で死亡し、弔慰見舞金を受けることとなつた場合においては、既に受けた傷害見舞金は弔慰見舞金の内払とみなす。

3 条例別表傷害見舞金の項第1号に規定する傷害見舞金の支給を受けた者が、当該傷害見舞金を受けた傷害により同項第2号に規定する傷害見舞金を受けることとなつた場合においては、既に受けた傷害見舞金は、同号に規定する傷害見舞金の内払いとみなす。

4 (略)

第7条・第8条 (略)

～略～

第1号様式(第3条関係)

[別添のとおり]

(削る)

(削る)

第2号様式(第3条関係)

(略)

第5号様式(第5条関係)

(略)

第3号様式(第5条関係)

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の寒川町災害見舞金支給条例施行規則の規定は、施行日以後に発生した災害に係る災害見舞金の支給について適用し、施行日前に発生した災害に係る災害見舞金の支給については、なお従前の例による。

# 現 行

第1号様式(第3条関係)

寒川町長 様

年 月 日

申請者 住所 氏名  
当事者Aとの関係  
連絡先 電話( )

寒川町災害見舞金支給申請書

次のとおり災害を受けたので寒川町災害見舞金支給条例第7条の規定により、関係書類を添えて見舞金の支給を申請します。

住所	寒川町	番地	
当 事 者	氏名	性別	男 女
A	生年月日	年齢	歳
	職 業	電 話	
災害の区分	死亡、傷害(入院期間)	日 間	
入 院 先	名 称	電 話	
	所在地		
当 事 者	住 所	電 話	
B	氏 名	年 齢	歳
事故発生年月日	年 月 日 時 分頃		
事故発生場所			
事 故 の 内 容	別添事故り災証明のとおり		
上記申請に基づき、次のとおり決定してよろしいか。	番号第 号		
	起 案	・ ・ ・	
	決 裁	・ ・ ・	
	施 行	・ ・ ・	
決裁区分	決 裁 欄	合 議	
	部 長	副主幹等	主 任
			住民票照合
決 定 区 分	見舞金支給する	見舞金支給しない	
見 舞 金 額	金	円	
支給しない理由			

※ 当事者Aの欄には、災害を受けた方を記入して下さい。

第1号様式(第3条関係)

(宛先)寒川町長

年 月 日

申請者 住所 氏名  
当事者との関係  
連絡先 電話( )

寒川町災害見舞金支給申請書

次のとおり災害を受けたので寒川町災害見舞金支給条例第7条の規定により、関係書類を添えて見舞金の支給を申請します。

住 所		性別	男 女
当 事 者	氏名	年齢	歳
	生年月日	電 話	
	職 業	年 月 日	日から 日まで
災害の区分	死亡、傷害(入院期間)	年 月 日	日 間
入 院 先	名 称	電 話	
	所在地		
災害発生年月日	年 月 日 時 分頃		
災害発生場所			
災害の 内 容	別添り災証明のとおり		
上記申請に基づき、次のとおり決定してよろしいか。	番号第 号		
	起 案	・ ・ ・	
	決 裁	・ ・ ・	
	施 行	・ ・ ・	
決裁区分	決 裁 欄	合 議	
	部 長	副主幹等	主 任
			住民票照合
決 定 区 分	見舞金支給する	見舞金支給しない	
見 舞 金 額	金	円	
支給しない理由			

※ 当事者の欄には、災害を受けた方を記入して下さい。